

借入(リース) 物件仕様書(自動車)

1 車種等

車種	普通乗用自動車(4WD)
ミッション	AT(○) MT()
台数	1台
燃料	プラグインハイブリッド自動車、1,500CC以上
乗用定員	5人
ドア数	5枚
車体カラー	契約業者との打ち合わせにより決定
指定文字等	
装備品(別紙可)	エアコン、エアバッグ(運転席・助手席)、ABS、標準工具、ABC消火器、タイヤチェーン
特別装備	拡声装置(SDカード対応):出力20w、2スピーカー、マイク、ナビゲーションシステム、バックカメラ、バックガイドモニター、ETC2.0ユニット(ナビ連動)、カメラ一体型ドライブレコーダー、室内灯LEDバルブ(マップ&ルームランプ、ルームランプ(リヤ)、ラゲッジルームランプ)、フロアマット、ベースキャリア(拡声装置取り付け用)、ラゲッジマット
例示車種	メーカー、車名、グレード
	三菱自動車、アウトランダーPHEV、G
	トヨタ自動車、RAV4PHV、G
横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針	<input checked="" type="radio"/> 適合 ・ 非該当または不適合でも可(どちらかに○)
その他参考事項	現在の使用状況 : 年間平均走行距離 約 3,900 km
	ドライバーの状況 : 専任 <input checked="" type="radio"/> 複数人 (どちらかに○)
	・納車後、防災無線装置(縦18cm 横15cm 高さ11cm)を設置するため、運転席から操作できる設置スペースを確保すること

2	物品納入期限	令和2年12月14日
3	借入期間(本年度分)	令和2年12月1日から令和3年3月31日まで
4	借入月数(本年度分)	4か月
5	予定借入期間 及び最終日	7年間 令和9年11月30日
6	物品保管場所	所在地 横浜市緑区寺山町118番地 名称 横浜市緑区総合庁舎地下駐車場 TEL 045(930)2207

7 付帯事項

(1) 物品の搬入・撤去等

運搬・搬入及び撤去に要する費用は、すべて賃貸人の負担とする。

(2) 公租・公課

リース期間中（登録時を含む。）における公租公課については、賃貸人の負担とする。

ただし、契約期間（更新した場合を含む。）中に自動車に関する新税が創設された場合又は税額等が変更された場合は、賃借人と賃貸人とは、当該増減額分の取扱いについて協議の上決定する。

(3) 入札方法

この入札は、3に掲げる借入期間（本年度分）における賃借料の総価により行う。

(4) 賃借料の支払い

賃借料の支払いは、毎月後払いとする。なお、借入開始日の属する月の賃借料については、借入開始日にかかわらず、月額賃借料を支払うものとする。また、予定借入期間の最終日が属する月（最終日が月末の場合を除く。）の賃借料については、支払わないものとする。

(5) 自動車リサイクル料

当該車両にかかる自動車リサイクル料については、賃貸人の負担とする。

(6) 保険・車検・点検整備

賃貸借契約約款第5条の規定にかかわらず、リース期間中（登録時を含む。）における自動車賠償責任保険その他保険料、車検・点検整備については、賃借人の負担により賃借人が手続を行うものとする。（賃貸借契約約款第5条の規定にかかわらず、リース期間中（登録時を含む。）における自動車損害賠償責任保険については賃貸人の負担とし、その他保険料・車検・点検整備については、賃借人の負担により賃借人が手続を行うものとする。）

(7) 物品の再リース・売却

賃貸人は、予定借入期間満了後、本市の求めに応じて、物品を再リース又は売り渡すものとする。再リースする場合の月額賃貸料又は売り渡す場合の売買価格については、両者の協議の上決定する。

(8) 賃貸借契約約款第7条第2項中「又は使用」を削除して適用する。

(9) 賃貸借契約約款第12条中「設置場所」とあるのは「保管場所」と読み替えて適用する。

(10) 一般社団法人次世代自動車振興センターから電気自動車に係る補助を受けることとし、本補助を受ける場合には賃貸人が申請を行うこととする。

ただし、本補助が廃止された場合又は金額等の変更がされた場合は、賃借人と賃貸人とは、当該増減額分の取扱いについて協議の上決定する。

8 発注局課

所在地 横浜市緑区寺山町118番地

担当者 緑区 総務課 喜多 理志

TEL: 045(930)2221

FAX: 045(930)2209